

平成17年1月27日

筑波大学長 岩崎 洋一

### 授業料の改定について

平成17年度の政府予算において、国立大学の授業料標準額を、現行の年額520,800円から15,000円引き上げ、535,800円とすることが提示されております。

国立大学が法人化される以前は、国の決定により全国立大学の授業料が一律に定められておりましたが、昨年4月に国立大学法人となってからは、授業料設定の基準となる授業料標準額に対し110%を超えない範囲内において、各大学が独自に授業料を設定できるようになりました。但し、運営費交付金は授業料標準額を前提に算定されることとなっております。

このたびの15,000円の標準額の改定は、本学の運営費交付金の算定において、約2億円程度の減要素となります。

このような状況から、本学が、教育や学生サービスの質の確保とさらなる向上を図っていくためにも、標準額に合わせて本学の授業料を改定することはやむを得ざる措置であり、政府予算が成立し、文部科学省令の改正により標準額が改定された時点で、正式に本学の授業料を改定したいと思います。

経済的負担の増大による就学への影響等にも配慮し、財政事情の許す範囲で、授業料の減免措置の拡大等を検討していきたいと思っております。

本学といたしましては、経営努力と教育・学生サービスの質の向上に引き続き注力し、学生、保護者及び社会の期待に応えていきたいと思っております。